

【適格団体とは??】

Aさんは家族とともに一軒家に暮らしていますが、その近所には暴力団事務所があることを、以前から知っていました。暴力団が近所をうろついていると考えると怖いなあと思うこともありましたが、今のところ怖い目に遭ったことはなかったもので、特に気にせずに生活していました。

最近、近所で暴力団同士の抗争があったことを近所の方に教えてもらいました。抗争があった場所は例の暴力団事務所でした。Aさんは、今回はたまたまその抗争に出会わなかったからよかったものの、今後もしそのような抗争に自分や家族がまきこまれたらと考えると、不安な気持ちになりました。



萩原 正裕 弁護士

他の近所の人たちも、暴力団抗争のことは知っているようで、それぞれ不安を口にしていました。もちろん、自分も含めた近所の人たちの意見は、暴力団抗争に巻き込まれたくない、暴力団は近所からいなくなしてほしいというものでした。

でもいったい、どうしたら暴力団がいなくなってもらえるのでしょうか。当然、面と向かって出ていくように要求することはできませんし、弁護士に依頼して交渉や訴訟を行ってもらうにしても、要求している本人である自分の名前などが暴力団に知られてしまいます。そうなったら、報復されたりするのではないかと、とてもその選択はできません。

どうにかして、自分の情報を暴力団に知られずに、暴力団に事務所の使用をやめてもらうことはできないのでしょうか??

平成4年に施行された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(いわゆる「暴力団対策法」や「暴対法」と呼ばれる法律です。)により、各都道府県公安委員会から認定されている暴追センターが、今日まで、暴力団等による被害者の駆け込み寺の役割を果たしてきました。

平成24年の暴対法の改正により、「適格団体」制度が発足しました。これにより、各都道府県の暴追センターが、国家公安委員会によって「適格団体」と認定され、暴力団事務所の付近住民から委託を受けることで、住民に代わって(暴追センターの名で)裁判等を起こす役割を新たに担うことができるようになりました。適格団体ができる裁判は、現在のところ、付近住民等の生活の平穏または業務の遂行の平穏が違法に害されたことを理由に暴力団事務所の使用等の差し止めを求める訴えです。

今回のAさんのケースでも、Aさんや近所の人たちが、適格団体として認定された暴追センター(適格都道府県センター)に委託することで、Aさんらの情報を暴力団に知

られず、暴迫センターが矢面に立って、暴力団に事務所の使用をやめさせる裁判を起こすことができます（なお、実際に訴訟を遂行するのは、これまでの例では、暴迫センターが委任した民暴委員会所属の弁護士です。）。

現在では、すべての都道府県暴迫センターが適格団体として認定されています。このような適格団体制度が発足したのも、まさにAさんのような状況において、暴力団を相手とする訴訟を提起することが、住民の心理的な負担が大きく、報復を恐れて権利行使を躊躇する等、住民の権利実現や平穏な生活ひいては安心安全な社会の実現に対し、大きな障壁となっていたからです。適格団体制度が発足したことで、住民の円滑な権利行使が可能となり、安心安全な社会の実現にまた一步前進しました。

今までのところ、すでに、徳島県、広島県、埼玉県、福岡県、神奈川県の暴迫センターが住民から委託を受けて、訴訟外での差止め請求、仮処分命令の申立てや本案訴訟の提起を行っております（なお、この度、富山県でも適格団体を利用した訴訟が提起されたようです。）。このうち、徳島県のものは法的手続きに至る前の訴外での請求により、広島県及び埼玉県のものは本案訴訟で和解により終了し、福岡県のものは申立てを認容する仮処分命令が下されています。神奈川県の事件でも、暴迫センターの主張が認められました。

いずれも、組事務所としての使用を禁止することに成功しています。まだ、全国的に見ても数例程度しかありませんが、今後、他の都道府県においても適格団体制度が活用されていくと予想されます。

しかし、一方で課題もあります。現在、適格団体制度で認められる訴訟類型は組事務所としての使用の差し止め等に限られ、例えば損害賠償請求等、事後的な被害回復の場面においては、従前どおり住民自身による訴訟遂行が必要とされています。自分の名前が暴力団に知られてしまうことで報復されるおそれを抱き、権利行使を躊躇してしまうというのは、組事務所の使用差止めの場面だけでなく、事後的な被害回復の場面においても当然あてはまります。したがって、被害回復の場面においても、適格団体を利用できる制度を早急に創設することが、現在では課題となっています。

今日では、Aさんのケースの様に、様々な制度の創設により、以前よりも格段に市民の平穏な生活が実現しやすくなってきています。もし、現在、暴力団等が近くにいて不安を感じている、実際に被害に遭ってしまった（遭っている）など、暴力団等に関する悩みがありましたら、すぐに県警・暴迫センター・弁護士にご相談いただければと思います。

寄稿者

埼玉県熊谷市筑波一丁目 56 番地 1 号 ワンチスクエアビル 2 階
丸田・白石法律事務所 ☎ 048-528-4168 FAX 048-528-4170
埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会
萩原 正裕 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴迫センター通信No.100」から編集したものです。